

裁判所書記官印 

本人調書

(この調書は、第11回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成28年(ワ)第12785号(甲事件) 平成28年(ワ)第17680号(乙事件) 平成28年(ワ)第28219号(丙事件) 平成29年(ワ)第32358号(丁事件) 平成30年(ワ)第34522号(戊事件)
期日	令和2年9月28日 午後1時30分
氏名	宮部龍彦
年齢	41歳
住所	神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102
宣誓その他の状況	裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上



せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の なにごと
良心に従って真実を述べ、何事

かく いつわ の
も隠さず、偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏 名

高部 新彦

印

速 記 録 (令和2年9月28日 第11回口頭弁論)

事件番号 平成28年(ワ)第12785号等

証人氏名 宮 部 龍 彦

裁 判 官 (吉田)

乙第413号証を示す

こちらの陳述書は、あなたがこの裁判に関する事柄についてまとめて提出したものでですか。

はい、そのとおりです。

何か訂正はありますか。

特にはないです。

あなたの示現舎での役職や立場は、どのようなものですか。

示現舎合同会社の代表社員ということになりまして、実質的にも会計などもやっていますので、代表者は私ということになります。

あなたは同和地区出身者、あるいは被差別部落出身者ですか。

はい、そのとおりです。

あなたは部落差別を見聞きしたり、目にしたことがありますか。

目にしたどころか、私が今受けてる最中です。横浜地方裁判所に仮処分かけられて、本の出版を禁止されました。それは内容は部落の場所を全部示した本なんですけども、例えば平家の落人部落の出身者がそういうことを調べて発表してもこんなことにならないと思うんですね。で、部落出身者が自分の生い立ちとか歴史について調べて発表すると、こういう仕打ちを受けると。とてもひどい差別だと思います。しかも、これは間違いなく国家権力がやっていることです。

あなたは全国部落調査をどうやって入手しましたか。

東京にある社会福祉大学、社事大というところですね、社会福祉事業

大学の図書館に行って、そこに置いてあったのをコピーしました。

あなたの「部落探訪」の目的は何ですか。

部落のことに興味があつて、好きだし、ほかにも見たいという人がいるので、探究のためにやっています。

あなたは部落、あるいは同和地区をどのように特定していますか。

いろいろな方法があるんですけど、一番鉄壁なのは、同和地区という意味では全隣協ですね、全国隣保館連絡協議会の加入館のリストです。あれは同和地区の隣保館しか実質的に載ってないので、だから隣保館の場所を調べて、それで総務省が出している同和対策のハンドブックみたいなもの見たら、隣保館とか教育集会所とか施設の種類によって世帯数なんかも決まっているので、そういうのを手掛かりにすれば、場所だけじゃなくて、大体その部落の規模がどれくらいかというのはみんな分かります。全国部落調査というのも、これも手掛かりにはなるんですけども、同和対策事業をやっているところについては、もうそういうのは必要ないです。もう事業やっているので、地図とかその自治体のホームページとか見ればすぐ分かります。ただ、難しいのが未指定地区です。これについてはもう昔の文献を図書館であさらないと、完全な場所というのは特定できないです。全国部落調査というのは、あれははっきり言って間違った記載もあります。例えば大阪なんか特に多いですね。大阪だと大阪市内はほとんどいい加減で、多分あれは部落じゃなくて貧民地区とかそういうのを指定したんだと思います。あとは完全に地名が間違っているのもあるし、あとは余りにもざっくりし過ぎてちゃんと特定できていないということも、かなり多いです。ほとんどの場合はあれ見ただけじゃ正確な場所は分からないです。

あなたは全国部落調査から何が分かりましたか。

もう分かったことがたくさんあります。例えば学校の授業だとかそういうことで、私は子供の頃から学校で習ってきたことがあるんですけども、かなりうそがあります。部落というものが賤民が起源かという、必ずしもそうではないです。賤民とは全然関係のない部落もあるし、あとえたというものが昔から今に至って差別されてきたかということば、そんなことはないですね。一口にえた身分と言ってもいろいろな種類がありまして、いろいろな理由でえたというふうに言われているんですね。だからそれが全部差別されているかわいそうみたいなふうに言われるんですが、あれは違うということは、全部1つ1つ部落を巡っていれば分かります。実際差別されていない部落というものもたくさんあります。奈良みたいなどころでも実際そういうところがあります。で、あれを調べた結果、今まであれを見付けるまではほとんど分からなかったことがたくさんあったんですけど、あれを見てから部落に関する知識が、多分私が持っている知識の80%ぐらいはあれが見付かってからできたものです。

裁 判 長

今、あれと何度かおっしゃったけど、それは全国部落調査のことですね。

全国部落調査です。

裁 判 官 (吉田)

全国部落調査の公開について、本訴原告ら以外から何か抗議を受けたことがありますか。

原告以外からだ、全国連という団体がありまして、そこから抗議の手紙が来たということはありません。

全国連というのは。

部落解放同盟全国連合会という、今は違いますが当時は中核派系の団体ですね。解放同盟から分裂した団体です。そこからちょっと脅し

たいな手紙が来ました。

全国部落調査の公開について、抗議以外にはどのような反響がありましたか。

そうですね、一番多かったのが、見たいという反響ですね。で、ほかにやっぱり、あれはよくやってくれたとか、あれはみんなが見るべきだということが多くて、特に多いのが歴史研究をしている人、本当にプロの人もあるし、アマチュアの人もあるんですけども、そういう、本当に絶対本職だなという人から電話がかかってきて、あれはすごいんだと力説するんですね。日本の歴史で2つ未解明なことがあって、それが皇族と賤民の起源だということで、まあ2つは対極なんだけど、いまだに解明できていないけど、あれはその賤民の起源を解明するのにもものすごく重要な資料になると。あとは仮処分で出版禁止になってからは、これは絶対名前を出すなと言われていたんですが、大学の法律関係の教授の人からも電話がかかってきて、あの出版禁止はさすがに無理筋だろうというようなことを言われたことがありますし。あとは、解放同盟の関係者の人からも、はっきり言って連絡が来ることもあって、やっぱりあれは見たかったと。だからそういう人は、本当に見たいという人のほうが、見たかったとか、よく公開してくれたとか、あれに関してはその一部の人独占するものじゃないんだというふうに私に言ってくる人がほとんどです。

あなたは部落解放同盟関係人物一覧の作成に、どのように関与しましたか。

はっきり言って関与してはいません。私自身があそこに何か書いたとか、何もしません。

あなたと部落解放同盟はどのような関係ですか。

まあ関係という意味では、私自身は解放同盟員だったこともないですし、関係もないです。元々対立関係のように言われているんですが、別にそういうことはなく、元は結構そこは是々非々でやっているところ

ろがあったんですけども、結局全国部落調査のあの一件で今は完全に
対立しているという状態になっています。

被 告（三品）

私はそのとき同席してませんでしたが、たしか2015年のことだったと思
うんですけども、新宿の喫茶店で京都府連の書記長ど会ったとき、どう言わ
れましたか。

2015年、全国部落調査を公開した直後に書記長と会いまして、書
記長のほうが会いたいということなので会って、それで全国部落調査、
そういうものは公表するなど。で、やるんだったら閉じた状態で、仲
間内だけでやってみたいなことを言われたんですけども、こちらは拒
否しました。そしたら、いろいろ結婚差別がものすごいことが起こる
ぞ、おまえなんか全国の部落民にぼこぼこにされるぞみたいなことを
言ったので、それ自体差別発言でしょうというふうに私は言ったんで
すね。そういったやり取りで、要旨としては全国部落調査を公開する
など。だけでも私としては拒否したというのが話の流れです。

解放同盟関係人物一覧のことについて、削除要請はあったんですか。

もうその話自体、全く触れられなかったです。とにかく、そこでやっ
たのは、全国部落調査の話だけです。それは向こうも録音していたの
で、承知していると思います。

この裁判でよく「部落探訪」についていろいろと言われますが、最近「部落
探訪」は行きましたか。私が聞いているのは津市に行かれたと思うんですけれ
ども、そこで起きたことをちょっと教えていただけませんか。

三重県津市の同和地区に行きました。来てほしいと言われたので、行
きました。行って、いろいろ調べて、それで帰ってからすぐに電話が
かかってきて、地元の人で、いろいろ話したいことがあるから会いた
いということで、その後も電話で何度かやり取りしたんですけども、

ついこの間、また津市に行って、また探訪した部落に行って、そこで地元の人が何人かいて、私に対して、あの「部落探訪」の動画を出したことはすごい感謝していると。それで、とにかく自治会長のやっていることは余りにも度を過ぎていると。そこではもう市役所の元職員だった人とか、現役の人も出てきたんですけども、どう喝するような人がいて、それで市役所の職員はみんな困っていると。それで自殺者まで出ていると。更にその後には毒物まで送られてきて、それが6年前に教育長室であったことなんですけども、全国の同和連れてきてやるからと言って、中で脅しているんですね。で、周りの職員も止めるどころか、その脅している人が教育長もいるということを言っているし、人権課長どうやと言ったら、役所員も止めようとせずに小さい声でぼそぼそと言っているようなそういう状態で。そういうものも送られてきて、で、つい昨日も電話で言われたんですけども、その部落については・・・。

原告ら代理人（河村）

既に時間も超えていることが1点。あと最初に出された尋問事項から全く関係ない話に向かっている。あと事前に証拠提出もないことを、そして本件に関係ないと思われることについてずっとしゃべっていますので、これ以上続くようであれば制限していただきたいと思います。

被 告（三品）

この話の最後まで言ってください。

とにかく部落の場所を特定されていることについては、私は批判されるよりも実際感謝されていることのほうが多いし、その部落の場所を、例えば不正を告発するような意味でも何か触れると、おまえ部落の名前言ったなといって脅されるというのが現実には起きているんですね。ということを申し上げておきたいと思います。証拠はどんどん私がブ

ログにアップするし、ユーチューブにも載ってますので、それは勝手に見ていただければと思います。

原告ら代理人（河村）

甲第10号証を示す

2ページを見てください。これは示現舎のホームページですよ。

はい、そうです。

復刻版全国部落調査の予約注文を開始した旨の宣伝なんですが、投稿日時は2016年の2月8日ということですよね。

・・・はい、2月8日です。

この投稿した2月8日の時点で、ホームページには表紙しか載ってないんだけど、中身の原稿も含めて印刷内容はもう確定していたということではないですか。

確定してはいません。

どの辺が違うんですか。

まだそもそも印刷してないので。大体今は印刷というのは1週間くらいでできるので、その直前まで校正しているので、結局これ完成させるといえることはできないんですね、なかなか。

別の聞き方します。本件で別紙目録1ないし2という形で元々の手書きのもの、あるいはそれを活字にしたものが出ているんですが、その別紙目録で提出したものと、この2月8日時点の内容に、何か違いがあったということなんでしょうか。

まあ、おおむね同じというふうに考えてください。

当然その中身については、あなたは読んで把握していたわけですよ、この時点で。

はい、そうです。

甲10号証の1ページ目を見てください。表紙に「全国部落調査」に続けて、

「地名総鑑の原典」と書いてありますね。

はい。

このキャッチコピーはあなたが考えたんですか。

はい、そうです。

あなた自身は、部落地名総鑑事件のことは知っていますよね。

はい、知っています。

示現舎のホームページに、この2月8日に先立つこと半年ぐらい前の2015年11月30日、あなたの投稿で、同和と企業第1回部落地名総鑑事件から始まったという記事を書いていますね。

はい。

その中で、あなたなりにこの部落地名総鑑事件について評価を加えていたのは覚えていますか。

はい、そうです。

どんなふうに書きましたか。

その記事の内容までははっきり覚えていないんですよ。

記憶喚起のために内容を若干紹介しますと、企業は何のために本を買ったのか、この本というのは地名総鑑ですけれども、何のために本を買ったのか、はっきり言えば就職差別のためであると書いていますね。

・・・そういうことを書いていたという記憶はないですけども、でも、

そういう書き方はしていたのかな。

記憶なければいいです。本件、この正式裁判のことですが、本件訴訟の答弁書で、元々の手書きの全国部落調査の出版から既に80年以上経過していて、著作権の保護対象じゃないという主張をしていますね。

はい。

先ほどの質問、2016年2月8日の時点でのあなたの認識を聞きますが、出版しようとした段階で、著作権法以外に、何か権利侵害があるんじゃないか

ろうかということは気にしなかったんですか。

全く気にしなかったですね。

甲事件訴状別紙目録1を示す

別紙目録1の最終ページを見てください。これ手書きのほうの最終ページを示していますけれども、余録といって5つポイントが書いてあるうちの後ろから2番目、「本書の取扱いに就ては弊害なきやう充分留意せられんことを望む。」と書いてありますね。

はい。

あなたが出版しようとした活字版のほうにも、当然この余録も含めて収録してありますよね。

はい。

昭和11年、プライバシー権なんていう概念がまだ全くない段階ですけども、その時点で既に、こういう地名を明らかにすることが弊害を生むと指摘されているんですよ。あなたはそのことを気付いていたでしょう。

・・・その弊害というのは具体的にどんな弊害かというのは書いてないんですけど。

あなたはどう考えていたんですか。

・・・80年前のことなので、じゃあそれが何を意味するのかというのは分からないです。

読んだけど、分からないまま出版しようとした、これが答えですか。

はい。

甲第16号証、甲第446号証を示す

先ほど主尋問に出てきた「部落探訪」の話ですが、甲16、すなわち2016年の時点では、「部落探訪」としてその次に具体的な地名を挙げているだけですよね、タイトル部分に。「部落探訪」と書いて、その後、ここでは具体的な名前は言いませんけど、訪問する地名を書いているということですよ

ね。

はい。

甲446号証、これは最近のものですけれども、タイトルを見ますと、「学術・研究」と書いて、「部落探訪」、その後具体的な地名と、こうタイトル変えていますよね。

はい。

タイトル変えた時期は、2019年の3月頃ということでもいいですか。

はい、大体そのぐらいだと思います。

甲第352号証を示す

これは法務省の依命通知で、部落であるとされるような地名を載せることは原則違法だというふうにしたものですが、内容は知っていますよね。

はい、知っています。

ツイッターでもあなたはいろいろ書いていますものね。

はい。

甲352号証の最終ページを見てください。真ん中くらい「(2)」とあって、「もともと」として、原則違法なんだけど、例外的に許される場合もあるんじゃないかみたいなことが書いてありますよね。

はい。

あなたはこの依命通知を見たから、「部落探訪」のタイトルを変えたんですか。

はい、そうです。

甲第420号証を示す

これはあなたのツイッターでの投稿なんですけれども、「木村草太太先生の提案に従い、示現舎に『※差別目的での利用は禁止します』との注釈を付けました。これで憲法学者がやってよいとお墨付きです。」うんぬんとしていますね。

はい。

これは、木村草太先生が本件裁判のために意見書を提出された、甲160号証ですけども、その意見書を読んでこういう投稿をした。

はい、そうです。

木村先生の意見書を提出した後に、先ほどの「部落探訪」の記事のタイトルにおいては、前は何も書かれていなかったけども、差別をなくするという表題を付け加えるようになりましたね。

はい、入れました。

ただ、タイトル以外の記事の内容については、今言った依命通知であるとか、あるいは木村先生の意見書だとか、そういうのを提出した後に、記事の中身を書き換えたということはないですね。

そうですね、原則ないですね。

ちなみに甲160号証、木村先生の意見書って読んでいますよね。

はい、読みました。

先ほど御紹介した甲420号証だと、「これで憲法学者がやってよいとお墨付き」だと書いてあるんですけど、あなたがやったことというのは、差別目的での利用は禁止しますと注釈付けただけでしょ。

はい。

木村先生は、その意見書の5ページで、許される場合があるとしたら、ああやってこうやってこうやってと一杯書いてあるんですよ。

はい。

タイトル変えればオーケーなんて木村意見書は書いてないですよ。

これは皮肉でやっていることだから、そういうものだと思ってください。

皮肉だから、踏まえていない、いい加減なことを言ってもいいんだと、こういうことですか。

まあ、でも実際事実ですがらね、私の言ってることは。

あなたの陳述書を見ますと、高校生の授業のときに、既に解放同盟の在り方について批判するようなことを言っていたと書いてあるんだけど、書いてあること自体は間違いないことですか。

はい、そうです。

そうすると、あなたは主尋問では是非々だとか言っていたけど、もうずっと昔から、何年前か分からないけど、あなたが高校生の頃から解放同盟の運動のやり方については批判的だったと、こういうことですか。

是非々々というのは、批判することもあるし、評価することもあるという意味です。

この事件、2016年の春ぐらいまでの間で結構ですけども、解放同盟の運動の在り方に賛同して、良かった、やってくれたということを何かやったんですか、あなたは。

八尾の支部長に会ったことあるんですが、橋下徹の騒動があったときに。あのときに、あそこの支部長がお茶出してくれて、いろいろ話をしたんです、橋下徹のことについて。それで僕は・・・。

私の質問聞いていますか。

だから、僕は評価したという話をこれからするんですよ。

端的にまとめて。次の質問したいので、何か褒めることがあるんだったらこういう形で褒めましたと言ってください。

近くの学校の壁が汚いので、こういうのだと子供良く見られないでしょうと言ったら、その次の年も同じ場所に行ったら学校の壁がきれいになっていたの、ああ、さすが解放同盟の力はすごいものだなと思いました。

甲第78号証を示す

一番上にページの印刷数が書いてあって、6/9というところを見てください

い。これはあなたのツイッターですよ。

はい、そうです。

5月7日の投稿で、「ときに、同和地区W i k iをそろそろ公開しようかと思っています。」と書いてありますね。

はい。

翌5月8日の投稿として、「同和地区W i k iを設置しました。」とありますね。

はい。

同和地区W i k iのシステムみたいなものは、あなたが全部構築されたんですか。

構築というか、出来合いのものですから。ウィキペディアのソフトを使ったものですから。最初は自宅サーバーでやっていたので、完全に私が全部管理していました。

甲第400号証示す

これはあなたのツイートですが、2016年の1月の段階での投稿ですけれども、「びびった、マスコミや法務省人権擁護局が黙りこくっているうちに、全国部落調査はダウンロードされまくっております。」と書いてありますね。

はい。

つまり、ダウンロード数もあなたきっちり把握される、そういう環境だったんですね。

そうです。全国部落調査は、それはまた別のところにも置いてました、同和地区W i k iとは。

私の質問は、ダウンロード数もきっちり把握できる立場にあったかということですが。

把握していました。

甲第20号証を示す

これもあなたのツイートですが、2016年の3月の28日付け、「突然ですが、同和地区Wiki管理人を辞めます。」と書いてありますね。

はい。

あなたはこの裁判では、私はWikiの管理人じゃないということを主張していますけれども、ツイートと全然違うじゃないですか。

まあ、そうです。そこは解釈の問題で、結局最後のはレンタルサーバーなので、ルート権限を持っているわけではないので、そこをどう解釈するかということだと思うんです。

ちなみに、今示した3月28日付けの同和地区Wikiやめますというツイートは、現在閲覧できないですよ。

え……。

消していませんか、あなた。

……ちょっとその辺記憶はないです。

消した記憶はないの。

……ちょっと調べてみないと分からないです。

都合が悪いから消しちゃったわけじゃないの。

………。

分からないなら分からないで結構です。

はい。

甲第76号証を示す

ここを見ると、2014年の5月の7日、23時25分に、これウィキシスオペというんですかね、「WikiSysop」というアドレスが作成されて、同じ日の5月7日の23時54分に「Tottoriloop」という名前のアドレスが作成されている、こういう経過が見えますね。

そうです。

甲第448号証を示す

これは同和地区W i k i の「すべての公開記録」というものをプリントアウトしたのですが、上のページ数で言うと2 / 3 ページというところの一番末尾、2014年5月7日23時54分、「利用者アカウント Tottoriloop（トーク | 投稿記録）が作成されました。」。先ほどの甲76と同じ内容が記載されていますね。

はい。

その上を見てください。2014年5月8日15時22分、「利用者：Tottoriloop の所属グループを（なし）から管理者およびビューロクラットに変更しました」と書いてありますね。

はい。

その後に括弧して、「本人なので」と書いてありますね。

はい。

これ見ると、Tottoriloop と WikiSysop というのは同一人物のように読めるんだけど、そういう理解でいいですか。

はい、そうです。

甲第77号証を示す

これは2016年の3月29日から遡ること30日間で、同和地区W i k i において誰がどんな操作をしたのかという一覧ですね。

はい。

68回中65回、あなたが操作していますね。

・・・これ証拠見せてもらったんだけど、匿名ユーザーがカウントされていないんじゃないですかね。

取りあえずここに書かれている記載内容としては、あなたが65回、別の方が3回という記載になっていますね。

はい、そうです。

あなたは準備書面の5で、2016年の4月の9日からの同和地区W i k i

の更新記録を見ると、鳥取ループ名義以外の投稿が多数あるんだから、4月の段階でほかの人が一杯投稿しているんだから、特定作業の最盛期には何千回という編集が行われていたはずだと。つまり自分以外の関与が何千回もあったんだと、こういう主張をしますよね。

はい。

で、甲448号証を見る限り、あなたの準備書面で言う最盛期がいつなのかというのはよく分からないんだけど、少なくとも2016年の1月から3月ぐらいまでにかけて、ほとんどあなたが編集しているじゃないですか。

いえ、違います。

甲第448号証を示す

2/3ページを見てください。ここをぱっと見ると、何か作業をやったのって「Tottoriloop」としか書いてないじゃないですか。

2014年の時点は実際そうですし。

で、これ見ると、Tottoriloop が何とかを巡回済みとしましたという記載が一杯あるんだけど、同和地区Wikiのシステムというか造り上、この「巡回済み」にならないと記事が一般には見られないんでしょう。

・・・巡回というか、まあ編集したということですね。

巡回済みにしましたとなって初めて、ほかの人が見ようと思えば見られる状態になるという理解でいいですか。

はい。

同和地区Wikiとか、あるいはその同和地区Wikiのミラーサイトというのは、Torといういわゆる暗号化技術が使われていますよね。

はい。

あなたはTorの技術についてはかなり詳しいですね。

かなりということはないですね、私より詳しい人はたくさんいますね。

甲第449号証を示す

これはネットニュースですけども、「座間ソフト」、これはあなたが経営している会社ですね。

はい、そうです。

座間ソフトが書籍を出版した。「強固なデータ保護をテーマとする書籍『個人と企業のための対国家機関レベルデータ保護入門』」これ、発行しましたよね。

はい。

書籍の中に一杯、T o r についてああこうだを書いてありますね。

はい。

出版するんだから、当然事前に原稿見てますよね。

まあ、ただのアメリカの論文の日本語訳ですけどね。

甲第451号証を示す

座間ソフトのホームページ見ると、こんなソフト開発していますと一覧で載っていますが、暗号化ソフト含めていろいろ技術お持ちなんですよ、あなた。

はい、そうです。

I T 関係の会社の取締役もやっていますよね。

はい、そうです。

ちょっと質問変えます。あなたが今までいろいろやってきた行為について、被害の観点から聞いてみたいと思います。2017年に原告の■■■■さんの御実家を訪問していますよね。

何年ですか。

2017年。

はい、その頃に行ったことがあります。

で、訪問先の食肉店の社長で、原告から見るとおいごさんに当たる方から、次のようなことを言われていませんか。家や店や名前とか住所、そういうの

をネットに上げているのが分かったら裁判起こすぞと、こう言われていませんか。

裁判起こすぞとは言われた記憶はないです。

何と言われました。

まあその店が部落だとか、そういうことを書くなよみたいなことは言われましたね。

要するに、さらさないでくれということを言われたんでしょう、あなた。

まあそういうことです。

1.) 甲第440号証を示す

これあなたのツイートで、この時期に何か前後の脈絡もなくぽんと出てくるんだけど、どこそこのテールスープにそうめんのだしを少し加えてうんぬんと書いてありますよね。このどこそこ、ツイートでは具体的な店の名前、書いてありますけど、これはおいごさんの店でしょう。

それを言ってしまったら、その店だと分かるということになりますが、まあそうですね。店としてはそうです、それは。

おいごさんの言ったことを、約束も守らないで、よくこういう投稿できますね。

1) いや、守っていると思います。別に部落だとは書いてないですし、私は別にどこのそこの店で食ったとか普通に書いていますので、その1つですね。

甲第441号証を示す

これもあなたのツイートですが、「【やってみた】部落に転籍して部落民になる方法」とタイトル付いていますよね。

はい。

で、同じテーマでユーチューブその他の動画投稿もしていますよね。

はい。

あなたが本籍を移した先は、このツイートだと「適当な部落」と書いてあるんだけど、実際のところ、原告のFさん、原告番号でいうところの32番、Fさんのところでしょう。

はい。

分かっているやっていますね。

はい、そうです。

Fさんはこの裁判の途中で亡くなられているんだけど、亡くなったことを知ってやっていますよね。

はい、知っています。

嫌がらせのつもりですか。

いえ、だってうちの近くで、確実に部落だと分かるところがそこだったからですよ。

本籍を移すに当たって、原告Fさんの残された奥さんとかは、本籍地、あなたと一緒にされちゃうんですよ。そんなこと気付くでしょう、当然。

それが何か問題あるんでしょうか。

問題ないと思って移した。

はい、問題ないですね。

後に取調べ請求予定の「全国部落解放協議会5年のあゆみ」と題する冊子を示す

「全国部落解放協議会5年のあゆみ」という出版物ですね。

はい。

これは仮処分で出版が禁じられた後に、一般に配布しようとしたよね。

はい。

で、内容を見ますと、この書籍は、冒頭に発刊に当たってうんぬんと11ページ載せたほかは、もう丸々出版を禁じられた復刻版全国部落調査のデータそのまま載せてるでしょう。

はい。

仮処分が出ているのになんでこんなことしたんですか。

それはパロディ本として出したわけです。

次の質問に行きます。

甲第403号証を示す

これはあなたのツイートですが、「実のところ、仮処分命令が出ても実害はないんですよ。表題を変えて別の名目で出版するとか」、「いくらでも回避方法はあります。」と。

はい。

分かっているやっているね、当然ね。

はい、事実ですから。

仮処分命令潜脱しようと思ってやったね。

というか、僕は事実を述べただけですから。

つまりあなたは、仮処分命令が出て出版が禁じられたので、その仮処分命令をなんとか骨抜きにしてやろうと、そういうことで「全国部落解放協議会50年のあゆみ」の書籍を出版されたんでしょう。

それは大阪市人権協会の50年のあゆみのパロディ以上でも以下でもないです。

まず私の質問に答えてください。

じゃあ、違います。

甲第405号証を示す

これ、全国部落調査について、「必要ないのでオークションに出品しました。」と書いてあるね。

はい。

ヤフーオークションに出して売ったということだけど、これも仮処分命令が出てからやってますよね。

出てからだったかな・・・出てからですね。

これも仮処分で、もう中身出すなと言われているけど、裁判資料と称してプリントアウトした全国部落調査のデータ全部付けて売ったでしょう。

はい、売りました。

甲第421号証を示す

これあなたのツイートですね。

はい。

「私みたいに」「裁判で負けても賠償金踏み倒して、ほとぼりが冷めたら判決を無視するようなフロンティア精神のある企業は日本では少ないですし。」と書いてありますね。

はい。

あなた裁判で負けても従うつもりないんですか。

というか、僕は事実を書いただけですから。グーグルが実際にやりますので、それを。

あなたがこの書いたとおりのお気持ちだということが伺えれば、それで結構です。

はい。

甲第432号証を示す

これもあなたのツイートですが、「裁判所に憤慨するIT技術者は、プロ市民みたいなみっともない活動をすべきではありません。」とした上で、「日本は法廷侮辱罪がないので、やりたい放題できますし。」と投稿しましたね。

はい。

あなたは裁判所を馬鹿にしているんですか。

だって事実なんですから。

やりたい放題したい。

それはしたいです。

事実ですと言っているから、やりたい放題したいの。

はい、そうです。

原告ら代理人（山本）

あなたの陳述書には、鳥取県の出身地には、本村の枝村があったというふう
に書かれてますね。

はい。

あなたは枝村の出身なんですか。

枝村なんていうものはもう存在しないですよ。

あなたの陳述書には、枝村と書かれていますよね。

.....

甲第435号証を示す

これはあなたのツイートのプロフィール欄ですね。

はい。

ここには、「横浜地裁が認定するところの同和地区出身者」と書かれていま
すね。

はい。

横浜地裁の何で認定されたんですか。

横浜地裁が、出身地が正に全国部落調査に載っているから、で、部落
出身と主張しているから部落出身ということになるので、ああなるほ
ど、ということは僕も部落出身だなという意味です。

あなたが部落出身だなんてことは、どこでも認定されてないですよ。

甲第384号証を示す

この2010年の8月13日の記載に、「プロフが本当かどうかはご想像に
任せますが、この国では誰でも同和地区住民を自称できるし、否定するのも
自由です。」というふうに書かれていますね。

はい。

その上の欄、これも同じ日ですけれども、「メールに一言『私は同和地区住

民です』と入れると効果的ですご承知の通り、本当かどうかなんて確認されないですし、最後まで言い張ればそれで通る」と書かれていますね。

はい。

そういうお考えなんですか。

考えというか、事実ですから。

甲第381号証を示す

下から3つ目のものですけれども、2010年の5月8日、「鳥取ループはガチの同和地区住民で、同和地区出身者です。本人が言うのだから間違いありません。アイヌ優遇策が始まったら、アイヌにもなる予定です。」と書かれていますね。

はい。

そういうお気持ちなんですね。

はい、そうです。

甲第8号証を示す

これは鳥取ループのブログですね。あなたが書かれたものですか。

はい、そうです。

ここにあなたの自己紹介として、「個人の同和マニア」だと書かれていますね。

はい。

どういう意味ですか。

そのまま文字どおりの意味です。

その下、「なぜ同和地区の場所を晒すのですか？」というQ&Aが出ていますね。

はい。

ここには、「第一に『同和はタブー』だと思い込んでいる人をおちよくするため」と書かれていますね。

はい。

これも今のお気持ちと変わらないということによろしいですか。

その下も読んだらどうですか。

その部分について聞いています。あなたのお気持ちと変わらないわけですか。

そうですね。

陳述書には、2008年頃から、同和地区の場所を特定する方法を研究してきたと書かれていますが、これもあなたの趣味だということなんですか。

はい、そうです。

2009年、鳥取県内の同和地区マップを公開したり、あるいは2010年に大阪とか滋賀の同和地区一覧を掲載したりしてますね。

はい。

で、法務局から削除要請を受けていますね。

・・・法務局から・・・多分法務局からは受けていないと思います。

どこから受けましたか。

鳥取県のやつは・・・要請という形で・・・鳥取県は受けていないです。受けたのは滋賀県のほうですね。メールで来ました。

大阪のほうも法務局から受けていると思いますが、それでも掲載し続けていますね。

はい、そうです。

苗字でボンというものがありますね。

はい。

あなたが作成しましたよね。

はい、そうです。

何のために作成したものなんですか。

元は、名字を地域ごとにカウントを出すと、いろいろと部落の特定も

含めて、地域ごとの歴史が分かるというふうに歴史研究している人から言われまして、じゃあそのアイデアやろうということでやったわけです。

甲第390号証を示す

ここには「被差別部落間で通婚する習慣のあった地域を、苗字を手がかりに検証するという、部落史研究のために開発された」と書いてありますが、それで間違いないですね。

はい、そうです。

住所でポンというのは、あなたが作成されたものですか。

はい、そうです。

これは個人情報で6億件流れているとあなたのツイッターに書かれていますけれども、そういう膨大な個人情報が掲載されているものですね。

はい、そうです。

これは何のために作成したのですか。

まあ、便利だから。

何の便利。

もしグーグル検索で電話帳を検索できるというのはこれは日本のIT業界にとってはものすごく画期的なことなので、それをやったということです、パイオニアとして。

甲第389号証を示す

ここに「住所でポンが生まれたきっかけが、電話帳を利用して部落と苗字の分布の相関関係を検証しようというところからきている」と書かれていますね。

はい。

こういうお気持ちで住所でポン、作られたんじゃないですか。

そうです。苗字でポンの後に、住所でポンですから、大元をたどれば

苗字でポンに行きつくわけです。

で、現在は、住所でポンはネットの電話帳というふうに改名されていますね。

はい。

何のために名称変更したんですか。

朝日新聞だったか毎日新聞だったかの記事で、ネットの電話帳というふうに書かれたので、じゃあそれに合わせようということでネットの電話帳にしました。

甲第397号証を示す

あなたの鳥取ループのツイートですけれども、「目的は1にロンダリング、2にウィキペディアで削除依頼しているアホのハジゴを外すため」と書かれています。今おっしゃったのはロンダリングの中身ですね。

そういうことですね。より広まった名前のほうがいいなということで。このネットの電話帳というのは、1日何件程度利用されているんですか。

1日に・・・。

1か月でも1週間でもいいですけど。

1か月だと、軽く100万超えますね。何百万単位で来ますね。

で、あなたはこれでどの程度の収益を得ているんですか。

・・・大分差があるんだけど、先月の実績で言えば、苗字でポンに関しては30万から40万円くらいですね。

月にということですか。

そうです。

ネットの電話帳のほうはどうですか。

ネット電話帳がその30万から40万です。

苗字でポンは。

苗字でポンは、今もうないですから。

あなたは同和地区Wikiの仕組みを作ったとさっき尋問でお答えになった

と思うけど。

はい。

それは何のために作ったんですか。

まあ、同和地区の場所を特定するということです。

特定して、どうしようと思ったということ。

特定・・・してというか、特定すること自体が目的ですね。

甲第391号証を示す

下から3つ目、2013年8月4日のあなたのツイートですけれども、「私は単に裁判所や法務省が差別情報と認めたものを、これでもかと言うほど盛大に載せた場合にどうなるか見たいという興味」だと書かれていますけど、そういう興味ですかね。

そうですね、興味ありますね。

「部落探訪」ですけれど、あなたは実際にいろいろな被差別部落の現地を訪問していますね。

はい。

で、やめてほしいという要請を受けていませんか。

やめてほしいと言われたことは・・・やめろというのは・・・。

例えば解放同盟の東京都連から、やめてほしいと言われたことはないですか。

東京都連から言われたというのは、ちょっと覚えていないですね。

「部落探訪」を見ると、建物の写真などが写っているわけですが、そういう写真撮影などをする際に、取材と告げて断ったりしていますか。

断ってないですね、基本的に。

甲第429号証を示す

あなたのツイートですけれども、ここには「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。」と宣言しているんですけど、今もその気持ちに変わりはありませんか。

はい、基本的人権ですからね。

あなたは2011年に全国部落解放協議会という団体を立ち上げましたね。

はい。

これはえせ同和行為を行うためじゃないですか。

えせ同和行為はしてないです。

甲第388号証を示す

あなたのツイートですけれども、「それにしても全国部落解放協議会のブログは面白いほど消されない。前は同じ内容で瞬殺されたのに。えせ同和最強だな」と書かれていますね。

はい。

えせ同和ってここで言っているのは、これ文脈から言って、全国部落解放協議会のことを指しているんじゃないですか。

結局……。

イエスかノーかで答えてください。

違います。

甲第396号証を示す

ここにはブログ自体が抹消されるかもしれませんということが書かれてあって、「ただ、これで分かったことは、エセ同和団体を作るメリットが今でもあるということです。」と書かれていますね。

はい。

ここで言うえせ同和団体っていうのは、全国部落解放協議会のことを指しているんじゃないですか。

いえ、違います。

じゃあ、このえせ同和団体を作るメリットというのは、どういうことですか。

結局その部落解放運動団体だと言ったら、大企業とか役所がそんたくしてくれるということです。私自身はえせ同和をやったことは一度も

ないです。

(以 上 丹 野 淳 子)

甲第60号証を示す

これも鳥取ループのツイートですが、「再び、あの団体が動き出しました」と書いてあって、これは2016年3月31日のツイートになっています。

はい。

「あの団体」というのは、全国部落解放協議会のことを指していますね。

はい、そうです。

後に取調べ請求予定の「全国部落解放協議会5年のあゆみ」と題する冊子を示す

甲第60号証の写真に写っている本というのは、これで間違いないですね。

はい、そうです。

これは休眠状態だった全国部落解放協議会をもう1度動かして、この本を販売するために動かしたということですね。

はい、そうです。

甲第61号証を示す

これもあなたのツイートですが、「裁判所が、全国部落調査を公表してはいけないというなら、全国部落解放協議会の会員限定で共有するならいいのではないかと思ったわけ。」と書かれていますね。

はい。

あなたは全国部落解放協議会の会員を広く募集して、御自身でグループサイトを開設していますね。

はい。

現在何名ぐらいの会員がいるんですか。

約100人ぐらいですね。

甲第67号証を示す

この下のツイートですが、「国土交通省国土政策局GISHPのデータを活

用して、全国部落調査の5361部落のうち4793部落の緯度・経度を求めて地図に配置することに成功しました。」公開はできないけれども、「全国部落解放協議会の理念に賛同する部落民だけにお見せしています。」と書かれていますね。

はい。

こういうふうに会員サイト内で様々な情報を共有しているということでしょうか。

はい、そうです。

甲第416号証を示す

これもあなたのツイートですけれども、「解放同盟との裁判の資料のフルバージョンを欲しい方は」「ダイレクトメッセージを送ってください。個別にお渡しします。」と書いていますが、この全国部落解放協議会のメンバーの中でも、裁判に関する資料というのは共有しているんですか。

当然共有しています。

今でもこの協議会は、会員を募集しているということですね。

はい。

先ほどの「全国部落解放協議会5年のあゆみ」、この本を出したのと同じ頃に、先ほども聞かれていましたけれども、仮処分関係の書類をヤフオクに出品しましたね。

はい。

それは結局幾らで落札されたんですか。

5万円だったかと思います。

5万1000円だったみたいですが。

はい。

あなたがツイートで、アマゾンで発禁にされて、全国部落調査復刻版の売上げが期待できないので知恵を絞った結果だというふうに、この出品について

書かれていますね。

はい。

甲第42号証を示す

これもあなたのツイートです。2016年10月17日付けのものですが、「差別ネタは私の収入の本当にごく一部」だということを書かれています。その上のツイートでは「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。」と書かれていますね。

はい。

そういうふうに今もお考えになつていますか。

正直もうからないでしょうね、もう。

もうけたいけど、もうからないということですか。

そうですね。

あなたは神奈川県人権啓発センターに関わっていますね。

神奈川県人権啓発センターです。

すいません、神奈川県人権啓発センターですね。ここではユーチューブの発信をしているようですけれども、チャンネル登録者は現時点で何人ぐらいいますか。

2万7500人ぐらいだったと思います。

このユーチューブでの視聴でかなり稼いでると、ユーチューブで収入があると思いますが、幾らぐらい毎月ここで収入を得ているということになりますか。

先月5万円ちょっとぐらいだと思うんですね。

全部で1172万回、総合すると視聴があったようですけれども、それぐらいの金額だということですか。

広告が全部に付くわけじゃないですからね。同和の人間連れてくるぞみたいなどう喝音声は広告付けられないんで。

あなたは全国部落調査を2015年12月に入手して、2016年1月6日にはネットで公開していますね。

はい。

非常に早いと思いますが、ネットで公開することによって生じる問題というのは考えなかったですか。

考えるというか、むしろ問題というより公共の福祉にかなうものと私は思っていますので。最初から。

ちゅうちょはしなかったということですか。

はい、ちゅうちょしないです。

あなたは部落地名総監の原典を見付けてやろうと思って見付けたということを書かれてはいますね。

はい。

内容を確認して、部落地名総鑑の原典だと思ったということですね。

はい、そうです。

ネットで公開したにもかかわらず、更に書籍化しようというふうに思った意図は何ですか。

結局、裁判所からでも、いろんな団体とか解放同盟、あと法務局でも、紙はいいけどネットは駄目みたいな言い方をして腹が立ってるので、じゃあ紙ならいいだろうということで一応紙も作ったんです。安全策として。

あなたは、あえて書籍化したという書き方をしてるんだけど、あえて書籍化というのは今おっしゃったような中身だということですか。

あえて書籍化というのは。

甲第10号証を示す

3ページ、「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになりま

す。」と書かれているんだけど、今おっしゃったようなことが、あえて書籍化という中身でよろしいですか。

まあ、解放出版社なんかと同じことをしたわけです。

下の段落、「コンパクトに扱いやすく大幅改定しました。旅行のお供に、あるいは図書館に持ち込んで参考資料として、手軽に活用できるものを目指します。」と書いてありますが、ここでいう活用はどんなことを想定されているんですか。

実際に全国の部落を訪れてみてほしいということですね。一番、私が願っていることは。

あなたはこの書籍化をするに当たって、現在地の特定をしていますね。

私がですか。

あなたはしていませんか。

一部ですね。それは。

実際の作業は、どのように行ったんですか。あなたもやっていますよね。

Wikiサイトのログで、あれは登録ユーザーだけで、匿名でも編集できるので、匿名の人はかなり。

そういうことは聞いてません。その地名の特定というのは誰がどのようにやったのかという質問ですけれども。

一部は私がやって、ほかの部分は匿名の人がやってるので分からないということです。

その情報を集めて書籍化したということですか。

そうです。

2016年2月中に、部落とか同和とか部落地名総鑑とか、そういう言葉を検索サイトで検索すると、この全国部落調査がトップに出るようになりました。これは何か対策をしたんですか。

何も対策していないです。

ツイッターにSEO対策をしたと書いてありますが、してないですか。

特に業者とかそういうものに頼んだんじゃなくて、普通にちゃんと記事を作れば出てくるので。それだけのことで、何か。

あなたの知識を使ってSEO対策をあなたなりにしたということですね。

まあ、特にSEO対策というほどのことはしてないです。正直。対策というほどのことというのは、どういうことですか。あなたの知識でSEO対策はされているということですよ。してないということじゃないですよ。

いわゆる内部対策というものです。

本の出版に対しては、東京法務局から事情聴取をされたり、中央本部から先ほど出たけど面談があったり、東京法務局長から説示があったりしている。だけど、これは全て無視しています。

はい。

従うつもりがなかったということでいいですね。

はい、そうです。

2016年4月7日には、示現舎に執行官が派遣されています。

はい。

その翌日には、あなたがツイートで、「こういう事をするなら、こちらも、さらに対応困難な方法で抵抗せざるを得ません。全国部落調査は必ず復刻されます。もう手遅れなのです。」というふうに書いている。

はい。

ここでいう「対応困難な方法」はどういうことを想定していたんですか。

想定も何も実際やりました。インターネットでそこら中にばらまいて
というか、とにかく大量にダウンロードできるようにして、いろんな人がダウンロードしたということです。

そういうことを想定していたということですね。

はい。

甲第57号証を示す

3ページ、「印刷用データを公開します。欲しい方は各自製作してください。」と書かれています。これは4月12日付けですね。

はい。

こういう形で印刷が容易にできるような形にして情報提供をしたということですね。

はい、そうです。

細かく示しませんが、A5サイズとか、ページ欄外への見出し表示とか、使いやすいようにいろいろバージョンアップしていますね。

はい。

実際にこれが使われて、本が手作りで作られているということはあなたは御存じですね。

はい、知っています。

甲第418号証を示す

これもあなたのツイートですけれども、「全国部落調査も製本」「で印刷したものが外国の図書館に寄贈されたら何か起こるかも知れません。」と書いてあるけど、何が起きるんですか。

外国なので日本の法律が適用されないので、ずっと永久に保存されますね。

で、それがどこかで公開されるということがあるということですか。

それは、どうなるかは分かりません。

甲第417号証を示す

「同和地区精密調査報告書は米国スタンフォード大学に寄贈されていたので、それがグーグルブックスに渡ったようです。」と書かれているけれども、こういうことがあるんじゃないかというふうにお考えになったということですか。

ね。

あるんじゃないかって、実際にありましたからね。

あなたは、本件訴訟の第1回口頭弁論後の記者会見で、全国部落調査がネットに出たのが今年の1月5日なので、そんな深刻な問題だったら自殺者の1人や2人でも出ているかと思ったら、そんなこと全くないということを発言されていますね。

はい。

書証で原告らの陳述書を読まれていると思いますが、お気持ちに変化はないですね。

はい、ありません。

2020年6月に行われた部落差別の実態に係る調査結果報告書は知っていますか。

多分それは知らないと思う。二千何年ですか。

今年。

今年ですか、はい。

甲第375号証を示す

これですけれども、ここの中で、全国の部落の一覧であるとして、具体的な地名を掲載しているウェブサイト、部落を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真などを掲載しているウェブサイトというのを見ている人が非常に多いということが書かれています、それは読まれていますか。

読んでないです。

原告ら代理人（河村）

乙第413号証を示す

あなたの陳述書の3ページから4ページにかけてですが、「このような事を知っている人はごく一部に限られ、鳥取市では」S、陳述書には具体的な地名が書いてありますが、Sと呼びます。S「全体を部落と思っている人が多

いです。」と書いてありますね。

はい。

つまり、このS地区というのは、歴史的な経過として、いわゆる被差別部落の集落といわゆる一般地区と呼ばれるような地区が一体になって出来上がっているということですか。

それは歴史的な話ですね。今はもう1つの村です。

歴史的にはそうですね。

はい。

そこでお尋ねなんですが、あなたはいわゆる一般地区とされている地区の御出身ですよ。

今は一般地区とかそういうものはないです。全部同じです。

かつてそういうふうに歴史的な経過でいうと、被差別部落とされている地域とは違うところの御出身ですよ。

あのですね、そういうことは言ったら差別だと言われるんですよ。あのですね、そういうことは絶対言うなって言われてきたわけですよ。

子供の頃から。

裁 判 長

今の質問はどうされますか。

原告ら代理人（河村）

維持します。お答えください。

裁 判 長

それについて、まず、はいか、いいえでお答えください。

もう1回。

原告ら代理人（河村）

あなたが陳述書に書かれているSと呼ばせていただきますが、鳥取のS地区、これは歴史的な経過としては、いわゆる被差別部落のゾーンといわゆる一般

地区のゾーンが歴史的には混在していますでしょう。そのうちあなたの御出身はいわゆる一般地区とされているところでしょう。

違います。

あなたは、宣誓して過料の制裁を。

じゃあ、制裁すりゃあいいじゃないですか。Sが、この範囲が部落で、この範囲は一般地区だって裁判で示しゃいいじゃないですか。裁判で、まず、質問に答えなさい。

どうぞ。

私の質問は。

さっき答えました。

私の質問は、ちゃんと裁判所から警告を受けて。

裁判長、これがね、部落差別の現状です。こんなことを言うんですよ。弁護士や解放同盟は。

裁判長

先ほどの質問に対しては、違いますというお答えですね。

はい。

原告ら代理人（河村）

過料の制裁を受けてでも、その証言を維持しますか。

はい。

原告ら代理人（中井）

甲第25号証を示す

下のほうに、URLが書いていて、最後に「m i y a . b e」で終わっていて、ミヤベと読めるんですが、これはあなたが作成されたものでよろしいですか。

はい、そうです。

この甲第25号証で示しているURL上に、2ページ、3ページを示します

が、全国部落調査の復刻版とかをアップロードしていったんですね。

はい。

「m i y a . b e」のURLは、今も例えば前回の東京地裁の第2回の尋問内容とか、提出されたものとかをここにアプローチしていったるんですね。

このサイトに、裁判の記録については閲覧制限が掛かってないようなものは載せています。

例えば公正証書などもアップロードしていますね。

公正証書は載せたっけな。

原告が提出した公正証書などもアップしていますね。

公正証書は載せたっけな・・・ちょっとそれは調べてみないと分からないです。

公正証書が何を指しているか分かりますか。

部落民かどうか証明するという趣旨で作られたものですよ。

原告の氏名が書かれて、それは分かっていますね。

はい。

その御記憶が。

ちょっと記憶がないです。載せたかどうか記憶がないです。

裁 判 官（吉田）

同和地区W i k iについて質問します。同和地区W i k iの書き込みや削除は、何か特別な登録手続などではなく誰でも行えたのでしょうか。

はい、何も手続は必要ないです。

同和地区W i k iは現在削除されていると思いますが、削除したのは誰ですか。

私です。

同和地区W i k iには、現在ミラーサイトと言われるものがあると思いますが、これとあなたの関与はありますか。

全く関与していません。

訴状別紙目録3，いわゆる部落解放同盟関係人物一覧，これも既に削除されていますけれども，これを削除したのは誰ですか。

削除したの。解放同盟関係人物一覧ですか。

人物一覧です。

多分誰かユーザーでしょうね。ユーザーの誰かですね。

宮部さんが削除したわけではないですか。

私は削除していません。

(以上 藤内 亜紀)

東京地方裁判所民事第13部

裁判所速記官 丹野 淳子 

裁判所速記官 藤内 亜紀 